

第 1 1 号議案

足立区協働パートナー基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区協働パートナー基金条例

(設置)

第 1 条 区民、非営利団体及び事業者が行う区内における社会貢献活動を推進し、寄付による区民同士の支えあいの仕組みを確立するため、足立区協働パートナー基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 足立区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者又は区内への転入が予定されている者をいう。

(2) 非営利団体 営利を目的としない団体で、自発的な意思により区内で社会貢献活動を現に行い、又は行おうとするものをいう。

(3) 事業者 個人又は法人その他の団体で、区内で事業を現に行い、又は行おうとするものをいう。

(4) 社会貢献活動 不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動をいう。

(積立て等)

第 3 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

2 第 1 条に規定する目的のために区になされた寄付金は、基金に組み

入れることができる。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（収益の使途等）

第5条 基金から生じる収益は、予算に計上して、この基金の目的とする事業に充て、又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第6条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第7条 区長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

協働パートナー基金を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。